

○稲城市立中央図書館 Wi-Fi ルーター利用に際しての注意事項

(Wi-Fi ルーター及びインターネット接続サービスの利用)

・Wi-Fi ルーター（以下「ルーター」という。）の貸出及びルーターを利用したインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）の利用は、無料です。ただしインターネット上の有料サービスは利用者の負担となります。

・本サービスは、施設の利用者向けサービスとして提供します。利用にあたっては、施設を利用するときのルール、マナー等をお守りください。

・本サービスは、貸出を受けたルーターを用い、利用者が所持するスマートフォン、タブレット、パソコン等の無線 LAN 接続機能を使い利用します。ルーターの貸出台数は 1 台で、同じ利用時間帯に別の利用者が予約している場合、ルーターを利用することはできません。

・本サービスの利用にあたっては、施設予約時に稲城市公共施設予約システム等により予約を行い、利用時は、利用端末において QR コード読み込み又はパスワード入力を行い利用してください。（SSID、QR コード及びパスワードを記載したものを施設利用開始時に受付でお渡しします）

・利用時間は利用承認を受けた時間の範囲内とし、利用後は利用端末において Wi-Fi の接続を切断してください。

・本サービスにおける通信について、利用する機器のセキュリティ対策は利用者において行ってください。

・利用者は、利用者の責任においてルーターを紛失した場合又は故障させた場合、ルーターの再購入に要する費用又は修理に要する費用を弁償します。

(禁止事項)

本サービスの利用にあたっては、以下の行為を行ってはなりません。

- 1 他者の著作権やその他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- 2 他者の財産やプライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- 3 前2号に掲げる場合のほか、他者に不利益や損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
- 4 他者を誹謗中傷する行為
- 5 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
- 6 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- 7 性風俗、宗教、政治に関する活動
- 8 ルーターを破壊又は改造する行為
- 9 QR コードや SSID を不正に使用する行為
- 10 コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為
- 11 ファイル共有ソフト等を使用し大量のデータを送受信する行為
- 12 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し又は違反するおそれのある行為

(免責)

・本サービスでは電波状況、回線状況によりその接続や速度は保障されません。

・本サービスで提供されるインターネット接続及びその接続を通じて送受信する情報等についてはいかなる保証もありません。

・本サービスの提供に関して利用者に生じた損害、利用できなかったことによる損害及びその他のいかなる損害について教育委員会は一切の責任を負いません。

・本サービスの利用に係る利用者側の通信機器の設定は、利用者自身が行うものとします。このとき、通信機器の性能、使用するブラウザその他の環境によって本サービスを使用できない場合においても、教育委員会は一切の責任を負いません。

・教育委員会は、利用者が本サービスの利用によって第三者との間に生じた紛争その他の事件について、一切の責任を負いません。

・教育委員会は、故障、保守、その他の理由により本サービスの停止を行うことができ、それによって利用者又は第三者が被った一切の損害について、その責任を負いません。

上記注意事項について承諾します。

署名 _____